

非侵害の判断を変更した 知財高裁判決・液体噴射用ノズル事件

—知財高裁令和2年5月27日判決・平成30年（ネ）第10016号—

知的財産権法研究会
弁護士・弁理士 山崎 道雄

第1 事案の概要

本件は、発明の名称を「液体を微粒子に噴射する方法とノズル」とする特許第2797080号(以下、「本件特許」といい、その特許出願の願書に添付された明細書及び図面を「本件明細書」という。)の特許権(以下「本件特許権」という。)を有する原告(控訴人)が、被告(被控訴人)に対し、被告によるイ号製品等の製造販売が本件特許権を侵害するとし、不法行為に基づく損害賠償請求ないし不当利得返還請求として計3億2505万円及び遅延損害金の支払いを求めた事案である。

本件では、クレームの「微粒子」との文言について、第一審判決(大阪地裁平成30年1月11日判決・平成27年(ワ)第12965号)と控訴審判決(知財高裁令和2年5月27日判決・平成30年(ネ)第10016号)で、解釈が分かれた。すなわち、第一審判決は、本件明細書の記載や出願経過から「微粒子」は粒子径 $10\mu\text{m}$ 以下のものに限定されるとし、結論として文言侵害を否定し、原告の請求を棄却した。これに対し、控訴審判決は、「微粒子」について、そのような数値限定はないとし、文言侵害を認めて原告の請求を一部認容した(2189万8823円+遅延損害金)。

また、控訴審判決は、イ号製品が被告販売の製品(スプレードライヤ・噴霧乾燥機)の一部品に留まったところ、特許法102条2項の適用にあたっては、製品全体の限界利益の額について同条項の推定が及ぶとし、イ号製品が被告販売製品の一部品にすぎないことは、当該推定を覆す事情として考慮するとの判断枠組みを採用した。

本件にはその他にも種々の争点があるが、本稿では、裁判実務において特に重要と思われる以上の点に絞って、ご紹介する。

第2 本件発明及び被告製品の概要

1 スプレードライヤについて

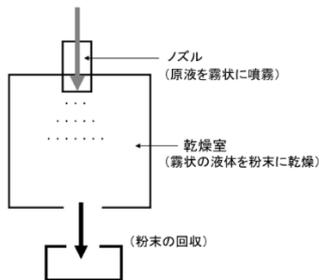
被告が販売した製品は、「スプレードライヤ」又は「噴霧乾燥機」と呼ばれる製品である。

スプレードライヤとは、液体を霧状にし、短時間で乾燥させて、乾燥粒子(粉体)を得る装置

である。乾燥粒子は、球形に近く流動性に優れており、食品、医薬品などでは水に溶解しやすく、また電子材料、粉末冶金、ファインセラミックス材料では高密度の成型品を得ることができる。

スプレードライヤには、種々の構成のものがあるが、中には、ノズルによって液体を霧状に噴霧して、粉体を得るタイプのものがある。このタイプにおいて、液体から粉体が形成されるまでには、①原液をノズルに送液し、②ノズルから原液を霧状に噴霧して点液とし、③噴霧された点液を乾燥室内で熱風等にあてて乾燥し、④乾燥された粉体を回収装置で回収するという過程を経るものがある（下図はイメージ図）。

【イメージ図】



2 本件発明

(1) 概要

本件特許に係る請求項4の発明（以下「本件発明」という。）は、液体を微粒子に噴射するノズルに関するものである¹。

この点、本件明細書の図1に示される従来のノズルは、ノズル内部で液体と空気が混合し、ノズル先端から一次ミストが噴射され、また、噴射された一次ミストが別のノズルから噴射された一次ミストと衝突して、さらに細かい二次ミストになる。本件明細書には、このタイプのノズルは液体と空気がノズル内部で混合するため、付着性のある液体に使用すると、ノズルの先端において、噴霧された液滴が付着して乾燥し、しかもこれが次第に堆積して詰まってしまうという欠点があるとの記載がある。

また、本件明細書図2に示される従来のノズルは、二重管構造であり、中心孔から液体を、液体の周囲から加圧空気をそれぞれ噴射するもので、ノズル外部で液体と空気が混合するタイプのものである。本件明細書には、このタイプのノズルは液滴を微細な粒子とするために、液体が流れる中心孔を極めて小さくして、液体を非常に細く噴射する必要があり、結果、時間当りの噴霧量が極めて小さくなり、処理量と液滴の微細化とは互いに相反する特性となってしまうという欠点があると記載されている。

1 なお、本件では、他に請求項1、2、6の発明も対象となったが、本稿では割愛する。